



平成23年 2月 4日 開会

平成23年 2月 4日 閉会

平成 23 年 2 月

岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

## 平成23年2月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

広域連合議会定例会の招集について	1
議案の送付について	2
広域連合議会定例会運営予定表	3
議事日程	4
会議に付した事件	4
監査結果報告一覧表	5
出席・欠席議員	6
出席した説明員	6
出席した書記	6
開会宣言	7
広域連合長あいさつ	7
報 告	8
日程第1 議席の指定について	8
日程第2 会議録署名議員の指名について	9
日程第3 会期の決定について	9
日程第4 一般質問	9
・ 2番 田辺 昭夫君	10
広域連合長 高木 直矢君	12
事務局長 保崎 博道君	13
・ 2番 田辺 昭夫君	13
広域連合長 高木 直矢君	14
・ 2番 田辺 昭夫君	15
日程第5 議案第1号・議案第2号	15
広域連合長 高木 直矢君（提案説明）	15
事務局長 保崎 博道君（提案説明）	16
採 決	17
日程第6 議案第3号・議案第4号	18
広域連合長 高木 直矢君（提案説明）	18
事務局長 保崎 博道君（提案説明）	18
・ 1番 黒見 節子君（質疑）	21
事務局長 保崎 博道君	22
・ 1番 黒見 節子君（質疑）	22
事務局長 保崎 博道君	23
・ 1番 黒見 節子君	24
採 決	24
日程第7 議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」	25

	広域連合長	高木	直矢君（提案説明）	……………	2 5
採			決……………		2 5
日程第 8	議案第 6 号	「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」			…………… 2 6
	広域連合長	高木	直矢君（提案説明）	……………	2 6
採			決……………		2 7
日程第 9	議案第 7 号	「第 2 次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」			…………… 2 7
	広域連合長	高木	直矢君（提案説明）	……………	2 7
	事務局長	保崎	博道君（提案説明）	……………	2 7
・	1 番	黒見	節子君（質疑）	……………	2 8
	事務局長	保崎	博道君……………		2 8
・	1 番	黒見	節子君（質疑）	……………	3 0
	事務局長	保崎	博道君……………		3 0
採			決……………		3 1
日程第 1 0	岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員選挙…				3 1
閉 会 宣 言	……………				3 2
一般質問発言通告一覧表・議案質疑発言通告一覧表	……………				3 3
会議録署名議員	……………				3 4

岡 広 議 第 2 1 号  
平成 2 3 年 1 月 2 1 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長 宮 武 博

## 平成 2 3 年 2 月 広域連合議会定例会の招集について

このことについて、別紙写しのとおり、平成 2 3 年 2 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会が招集されたのでお知らせします。

---

岡山県後期高齢者医療  
広域連合告示第 2 号  
平成 2 3 年 1 月 2 1 日

平成 2 3 年 2 月 4 日（金曜日）午後 1 時 3 0 分、平成 2 3 年 2 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を岡山県市町村振興センター 5 階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 高 木 直 矢

岡 広 総 第 5 2 0 号  
平成 2 3 年 1 月 2 1 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 高 木 直 矢

### 議案の送付について

平成 2 3 年 2 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

#### 記

- |         |  |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 平成 2 2 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）                 |
| 議案第 2 号 | 平成 2 2 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）          |
| 議案第 3 号 | 平成 2 3 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算                          |
| 議案第 4 号 | 平成 2 3 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算                   |
| 議案第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例） |
| 議案第 6 号 | 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例                  |
| 議案第 7 号 | 第 2 次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について                         |

平成23年2月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

(会期 1日間)

2月広域連合議会定例会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
2月4日	(金)	午後1時30分	本 会 議	議席の指定について 会議録署名議員の指名について 会期の決定について 一般質問 議案の上程・採決 岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員選挙

平成23年2月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 事 日 程

平成23年2月4日（金）午後1時30分開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件
第 1	議席の指定について
第 2	会議録署名議員の指名について
第 3	会期の決定について
第 4	一 般 質 問
第 5	議案第 1 号 平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） 議案第 2 号 平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） (上程・採決)
第 6	議案第 3 号 平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 議案第 4 号 平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 (上程・採決)
第 7	議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例） (上程・採決)
第 8	議案第 6 号 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 (上程・採決)
第 9	議案第 7 号 第2次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について (上程・採決)
第10	岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員選挙

本日の会議に付した事件

議 事 日 程 と 同 じ

平成23年2月4日

### 監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
6	22.9.7	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成22年7月分例月出納検査結果報告
7	22.10.6	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成22年8月分例月出納検査結果報告
8	22.11.1	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成22年9月分例月出納検査結果報告
9	22.12.10	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成22年10月分例月出納検査結果報告
10	23.1.19	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成22年11月分例月出納検査結果報告
11	23.2.4	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成22年12月分例月出納検査結果報告



出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	黒見 節子	出席		10	近藤 隆則	出席	
2	田辺 昭夫	〃		11	石垣 正夫	〃	
3	宮武 博	〃		12	西田 孝	〃	
4	草加 敏彦	欠席		13	佐藤 友彦	〃	
5	平野 敏弘	出席		14	道上 正寿	〃	
6	池田 仁士	〃		15	山野 通彦	〃	
7	伊東 香織	欠席		16	万殿 紘行	〃	
8	西岡 憲康	〃		17	木下 哲夫	〃	
9	片岡 聡一	〃		18	栗井 忠義	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	高木 直矢	業務課長	佐藤 敏樹
副広域連合長	重森 計己	業務課資格賦課班長	平松 定義
副広域連合長	井上 稔朗	業務課給付班長	枝廣 成紀
事務局長	保崎 博道	総務課総務班長	上井 勉

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記長	田村 政志	書 記	赤澤 正基
書 記	横山 徹哉		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

○議長（宮武 博君）

本日、平成23年2月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会が招集されましたところ、皆様方には御多用のところ御参集いただきまして、大変ありがとうございます。

ただいまの御出席は14人であります。草加議員、伊東議員、西岡議員、片岡議員から欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより平成23年2月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして、広域連合長のあいさつがあります。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

本日は2月定例会を招集いたしましたところ、議員皆様方には大変お忙しい時期にもかかわらず御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。開会に当たりまして議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

後期高齢者医療制度が平成20年4月から運用されまして3年が経過しようとしているところでございます。

制度開始時には制度の周知が十分でなかったため、いろいろな問い合わせなどで被保険者の方々におしかりなどを受けたところがございますが、市町村の連携と、また協力を図りながら、広報等も積極的に行い、今日まで周知に努めてきたところがございます。現在では落ちついてきていると思っておりますし、皆様方に御迷惑をおかけすることなく制度運用を図っている状況でございます。

この間、高齢化社会が進む中で、被保険者数や療養給付費も年々増加いたしまして、さらに今後もこの状況が続いていくことが想定をされる中で、高齢者の医療を守るために私ども広域連合の果たす役割というのは重要であると考えております。

後期高齢者医療制度が廃止をされ、新制度に移行されることになっておりますが、それまで被保険者の方々安心して医療を受けることができるよう、業務を推進してまいりたいと考えております。

新たな高齢者医療制度でございますが、一昨年11月に設置されました「高齢者医療制度改革会議」がこれまで14回にわたって会議を重ね、昨年12月20日に最終取りまとめが出されたところでございます。

昨年の中間取りまとめの際におきましては、全国6カ所で地方公聴会が開催をされまして、さまざまな意見を聴取されております。岡山県におきましても多数の方々参加をされ、意見発表をされるなど、この新制度に対する関心が高いことが見られるわけでございます。また、広島と名古屋で開催をされました地方公聴会には、一部議員の方々にも御出席をいただいておるところでございます。大変御苦勞をかけたわけでございます。心から厚くお礼を申し上げます。

最終取りまとめでは、既に皆様御承知のとおり、後期高齢者医療制度は廃止し、都道府県単位の国保もしくは被用者保険に加入することとし、財政運営は都道府県が運営主体となること、平成30年度を目標に第二段階、すなわち国保全年齢での都道府県単位化を実現

をしていくなどが報告をされているところでございます。

厚生労働省においては、最終取りまとめをもとに、今通常国会に法律を上程し、平成 25 年 3 月から新制度に移行することになっておるところでございます。

私も昨年の全国広域連合長会議の席上で、厚生労働省にその 25 年 3 月で大丈夫ですかという御質問を申し上げました。そのときに、その方向で作業を進めていると、こういう回答をいただいたところでございます。

先月 25 日の記者会見でも、細川大臣から今国会に法案を提出し、予定どおりのスケジュールで新制度に移行するとおっしゃられておりますが、知事会等の了解が得られていないことや、民主党内から法案提出見送りの意見も出されておる、こういう状況にあるわけでございます。

また、関連予算が計上できなければ、新制度移行が 1 年間ずれ込むこととなるなどの報道もございまして、平成 25 年 3 月から新制度がスタートできるかどうか、そういう状況といたしましては、現在のところはっきりしないと、こういう状況にあるわけでございます。

厚生労働省では、今月 14 日に事務局長を集めての説明会を予定しております。その席で何らかの説明があるのではないかと考えられます。

いずれにいたしましても、今後の推移や国からの説明、また新制度の法案等を注視していく必要があると思っております。これからも必要に応じ、情報を求めて、そして意見を申し上げていきたいと考えております。

さて、本日の定例会におきまして御審議を賜ります案件でございますが、予算関係の案件 4 件と条例関係の案件 2 件、そしてほか提出させていただいております。

詳細につきましては、それぞれ御説明を申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。〔降壇〕

## 報 告

### ○議長（宮武 博君）

この際、御報告いたします。

監査委員から地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく、平成 22 年 7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月分例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管をしておりますのでご覧いただきたいと思います。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておるとおりであります。

### 日程第 1 議席の指定について

### ○議長（宮武 博君）

日程第 1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第 4 条第 2 項の規定により、今回当選されました西岡憲康議員の議席は 8 番に

指定いたします。

議席一覧表

1	黒見節子	10	近藤隆則
2	田辺昭夫	11	石垣正夫
3	宮武博	12	西田孝
4	草加敏彦	13	佐藤友彦
5	平野敏弘	14	道上正寿
6	池田仁士	15	山野通彦
7	伊東香織	16	万殿紘行
8	西岡憲康	17	木下哲夫
9	片岡聡一	18	栗井忠義

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

### ○議長（宮武 博君）

日程第2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、16番、万殿紘行議員、17番、木下哲夫議員を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定について

### ○議長（宮武 博君）

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。

## 日程第4 一般質問

### ○議長（宮武 博君）

次に、日程第4、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、発言を許可いたします。

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

失礼をいたします。2番、田辺昭夫です。一般質問をさせていただきます。

先ほど連合長からお話がありましたように、平成20年4月からスタートいたしました後期高齢者医療制度、3年が経過をいたしました。高齢者を差別して、うば捨て山と、このように言われた制度で、国民から厳しい批判を受けて、新しい政権はこれを廃止すると公約をしたわけであります。しかしながら、民主党政権は制度の廃止を先延ばしし、新しい制度についても高齢者に新たな負担を強いるものにしようとするなど、国民への裏切りを続けていると思います。新制度の内容について最終報告は出されていますけれども、先ほどもお話があったように実施時期については混迷を深めているところです。

そこで、そのことを踏まえて、私は簡潔に3点お尋ねをし、連合長のお考えをお聞きしたいと思います。

まず、高齢者の置かれている生活実態の把握です。

私は、この制度がスタートをする前年の議会での一般質問で、高齢者の半数がひとり暮らしか老夫婦の世帯であること、日常的な生活をする力だとか介護する力というのは、基本的に不足している世帯が大半を占めている、このことを申し上げました。

また、年収についても100万円未満が15.2%、200万円未満が27.4%、300万円未満が19.8%ということで、6割の世帯が300万円未満という収入であると。そういう中で、さまざまな税金、保険料が引かれていく。実際の生活費というのは大変少ないんだということを申し上げたわけであります。こうした状況をしっかり踏まえた上で制度というものはつくられていかなければならない、そのことを申し上げました。

そのときの事務局長は、こうした高齢者の実態把握については的確な把握に努めたいと、このように述べられたわけでありますけれども、この間、広域連合としてどのような把握に努められてきたのかお聞かせをいただきたいと思っております。

私ども日本共産党は、岡山市、倉敷市を中心に、今住民アンケートを行っておるところでありますけれども、約7割以上の方が生活が苦しくなったと答えられていますし、5割近くの方が保険料や税金の負担が暮らしを圧迫している、これ以上の負担はできない、こういう声を寄せておられます。高齢者の孤独死や、また自殺が後を絶たない、私はこうした高齢者の実態をしっかりと把握することなしに、新しい制度もないと考えます。

そこで、改めてお尋ねをいたしますけれども、こうした高齢者の実態を広域連合としてどのように把握されているのか、感じておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、新しい制度についてであります。

新制度の案では、75歳以上の現役のサラリーマンとサラリーマンの扶養家族を除いた大多数の高齢者を、現行制度と同じ仕組みに囲い込むこととなります。厚労省は、高齢者の医療費と負担を直結させた後期高齢者医療制度の根幹をなす仕組みを反省するどころか、その辺が一つの利点だと評価をして、75歳以上の大多数を国民健康保険に加入させるとしています。しかし、現行の市町村国保とは別勘定の都道府県単位の制度をつくって、その制度に加入させるということであります。

御案内のように現在の国保の財政というのは、各市町村、大変な状況になっておりまし

て、破綻寸前という状況です。その中で新たに高齢者をそこに組み込ませるということは、さらに国保を破綻に追い込んでいく、このように考えますし、同時に高齢者に医療費の1割負担、これは継続をする。そして、高齢者の人口が増えることや医療費が増えるということにつれて保険料を値上げする、これは前の制度と同じ制度設計になっているわけであり、つまり後期高齢者医療制度は廃止するけれども、別勘定の国保をつくって、そしてそこに高齢者を囲い込む、医療費も被保険者や医療費の伸びによって保険料は上がるということですから、現行の後期高齢者医療制度と内容的には全く変わらないと。装いは新制度に変わっても、中身は後期高齢者医療制度の根幹を温存していると私は思います。

厚労省の試算では、新制度に組み込まれる75歳以上の保険料は、15年後には1.5倍に増加します。しかも、ほかの保険に加入するすべての世代の保険料も同じように上がり、国の負担だけが大幅に抑えられることになるわけです。

また、厚労省は、70歳から74歳の医療費の窓口本人負担を、現在の1割から2割に倍増するとともに、75歳以上の低所得者への保険料軽減措置を縮小することもねらっているわけであり、これでは改革ではなく、私は改悪だと思います。

この最終報告をつくった高齢者医療制度改革会議の委員の一人であります全国知事会神田愛知県知事は、この制度についてこのように言われています。「安定した保険財政のためには国費の拡充が不可欠だが、国は現在と同程度の財政責任から一歩も踏み出していない」、このように批判し、新制度に伴う国保広域化で財政運営を市町村単位から都道府県に移すことについても、「巨大な赤字団体をつくるだけで問題を先送りするだけ」、こういうふうに述べ、文書を提出して、同報告書への反対を表明されました。

また、高齢者の代表である全国老人クラブ連合会相談役の見坊和雄さんは、「高齢者を別勘定にする、そういうことについては反対である」ということを発言をしました。

さらに、75歳以上が入る国民健康保険の財政運営を担うとされる都道府県も反発をしています。全国知事会は、拙速に新制度に移行する必要はないとの声明を発表し、新制度は後期高齢者医療制度の単なる看板のかけ替えだと指摘をしているわけであり、

私は、このことは当然だと思うわけであり、

そこで、連合長にお尋ねをいたしますけれども、この間の経過、議論を踏まえて、どのようにこの問題を、新しい制度の問題点について認識をされているのか、お尋ねをしたいと思います。連合長としてのお立場もあり、御発言できない部分もあるかと思っておりますけれども、感想も含めてお話をさせていただければと思います。

最後に、高齢者医療のあるべき姿についてであります。

高齢者の皆さんが長生きをすること自身は決して悪ではありません。まさに喜びでありますし、本当に私たちの宝だと思うわけであり、とりわけ高齢者の皆さんは、戦前戦中、あの苦しい戦争という時代をくぐり抜けて、そして戦後はこの日本の復興のために多大な貢献をされてきた方々であります。そうした高齢者の方々を、長寿を喜ばない社会は間違っていると思います。私は、高齢者の医療のあるべき姿は、何よりも憲法25条の精神に基づいて、安心して老後を送ることができる社会をつくることを国の責務としてやるべきだと思うわけであり、国が責任を放棄し、それを地方や住民に押しつけるようなやり方は間違っている、このように思うわけであり、予防、疾病の早期発見と早期治療、健康づくりなど総合的な対策を取るとともに、医療費負担については国の制度として、75歳

以上は無料とする、こういった施策が必要ではないでしょうか。

東京都の日の出町では、町独自に無料化を実施をしています。私は、そうした方向こそ、今取るべきだと、このように考えますが、連合長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

いずれにしましても、高齢者の皆さんが安心して暮らしていける、安心して医療にかかれる制度、この構築こそが今求められている、そのことを申し上げて、私の質問とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

ありがとうございました。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

それでは、お答えをいたします。

まず1点目についてでございますが、これは事務局長から後ほど御答弁をさせていただきます。

2項目目と3項目目につきまして、お答えを申し上げます。

高齢者の皆様方の多くは、戦争を経験をされ、戦後復興から現在の日本のために大変な御苦勞をされ、そして努力をしておられます。そして、日本を支えてこられた方々でございます。そういった方々の医療、介護、年金等の社会保障については、本来国において十分な施策を行って、安心した老後を送っていくことが望ましいと、このように考えております。

しかし、少子高齢化の進む現在、高齢者の増加とそれを支える現役若年者の減少とともに、景気の低迷等による所得の伸び悩み、さらに失業率の上昇等により、十分な施策を行うための財源のあり方についての議論は必然であると考えております。

昨年末、政府与党では、「税と社会保障の抜本改革調査会」の中間整理を行い、「集中検討会」の初会合が明日開催をされます。厚労省も「社会保障検討本部」で議論を進めていかれるようでございます。

また、今国会の衆議院予算委員会でも、社会保障改革と財源となる税制改革の質疑が盛んに議論をされており、今後の経過や方針など期待をして見守っていきたいと考えております。

高齢者の医療制度については、年末に改革会議における新制度の最終取りまとめがなされ、内容については少しごあいさつの中で述べさせていただきましたが、全国協議会会長が改革会議の委員でございますので、これまでに会長を通じまして、先ほどからも御指摘のあるいろいろな問題点等について御意見をさせていただいておるところでございます。

また、最終取りまとめ前ではありますが、新制度について全国協議会から、運営主体を都道府県とし、全年齢の都道府県単位化への道筋を示すことなどの要望が出されていたところでございます。

最終取りまとめで新制度の一応の方向性が出されたところでございますが、今後国会に提出される法案がどのような内容になるのかが重要であろうかと思っております、これまで同様、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

先ほどの社会保障改革や税制改革、そして新制度の法案等については、さらに今後の動

向を注視しながら、必要に応じて全国協議会を通じ、あるいは市長会、そして町村長会等の関係機関と連携をしながら、私どもの意見を申し上げ、要望してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

事務局長でございます。連合長の御答弁以外の1番の項目、高齢者の生活実態についての御答弁をさせていただきます。

生活実態の調査につきましては、把握とか調査は、大変申し訳ございませんがいたしておりません。したがって、具体的な生活実態については把握できていない状況でございます。

ちなみに、岡山県での被保険者約25万人の所得の区分の状況につきまして、御説明をさせていただきます。

平成22年12月末時点で、現役並み所得者、いわゆる窓口での3割負担をされている方は1万3,219人で全体の5.3%でございます。

また、低所得者Ⅰ、世帯全員が住民税非課税でかつ世帯全員の所得が必要経費や控除を差し引いて0円になる方及び老齢福祉年金を受給されている方でございますが、4万1,141人で16.4%でございます。

それから、低所得者Ⅱは、世帯全員が住民税非課税で低所得者Ⅰの区分以外の方でございますが、5万9,702人で23.8%となっております。

そして、残りの方が一般の区分になりますが、13万6,631人で54.5%となっております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）

最初の点の要望と意見になるかと思いますが、私もこの厚労省が開いた公聴会に、広島に行かせていただきました。厚労省のお話も聞かせていただいたんですけども、感想から言えば、いい言葉を一生懸命使っているけれども、中身は一体何なのかよくわからないと、質問に対してもとりあえず答えるだけ答えたというようなことにしか感じられませんでした。その中で、特に高齢者の皆さんの負担については、今まで厚労省は70歳から74歳は、本来は2割なんだと、だけど今まで頑張って1割にしているから、負担をなるべく減らすように努力しているんだということを自慢げに言われておったんですけども、その次の日か次の日ぐらいに2割にするということを発表したりとか、非常にごまかしを私はしているなという感じがしておりました。

この制度そのものについては、国できちっと議論をされて、今まさにされていくんだろうと思うんですけども、こちらの広域連合としてすべき中身として、やはり高齢者の声、それから関係者の声をしっかり聞いていくことが大事だという、このことは何回も私はこの場から申し上げているところでありまして、一般の国民というか県民の皆さんは、後期高齢者医療制度について何か物を言う場所というのは、実はないのでありまして、議員を



通じ国会を通じてということになるんでしょうけども、しかし申し上げたように、国のほうで公聴会を開いたということもありますが、広域連合として今これだけ新しい制度についての方向性というものが、一定が出たにしろ、出てもまた混乱するというような状況の中で、やはりしっかり高齢者やその関係団体、医師会、含めた皆さんの意見を聞くというとは、私は広域連合として必要なことだと思う。

これについては、せんだっての8月の議会のときに、連合長はそういうことも必要ではないかなということもおっしゃったわけですけども、これは再度質問をさせていただきますが、この点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（宮武 博君）

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）

ちょっと申し上げてみますと、私ども全国後期高齢者医療広域連合協議会の中で、国に対してこういうものはしっかり計画の中に入れ込んでほしい、こういう要望を申し上げておるのは、新制度の創設に当たりましては、現行制度における課題を解消し、被保険者等に不安や混乱を与えることなく、公平でわかりやすく幅広い国民の納得と信頼が得られる制度となることを望むと。そして、新制度の構築に当たりましては、現行制度施行時の混乱を教訓とし、国民に制度改正の理念や意義の周知を徹底するため、十分な検討及び周知期間を確保の上、持続可能で国民、地方自治体、保険者、医療機関などから幅広く納得が得られる制度となるよう、国としても万全の策を講ずること。そして、新制度の運営に当たりましては、既に医療費適正化等に識見及び実績を持つ都道府県とし、都道府県及び市町村の役割分担を明確にすることとともに、全年齢の都道府県単位化へ道筋を示すこと。そして、今後の医療費負担の増大が見込まれる中では、国は将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、財政予測を十分行い、世代間及び保険者間の負担軽減並びに被保険者の負担軽減への財源として国費を拡充することなどなど、こういった7項目にわたりまして、現在の問題点、そして新制度に当たりましての要望を、厚労大臣に強く要請をいたしたところでございます。

こういう要請に対しまして、新しい制度が実際にどうなっていくかというものをしっかりと確認をしながら、制度の改革に向けて私どももできる限りのことを尽くしていきたいと思っております。

そこで、関係者の皆さんの意見を聞くということでございます。広域連合としてアンケート調査等の実施というのも考えられますが、まずは窓口である市町村で、広域連合のほうから市町村の窓口へお願いをいたしまして、先ほど田辺議員がおっしゃいましたようなことについての意見を、それぞれの市町村で十分聞いていただいて、そしてそれを広域連合にその意見を集約して、そしてそれがどういった問題があるか、課題があるか、それに対して皆さんがどう思われているか、そういうふうなことについても、やはりそういったことをやるべきかと思っておりますので、関係のそれぞれの市町村の担当者等にも、先ほど申し上げましたようなことで一度内部で検討してみたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（宮武 博君）

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）

後期高齢者医療制度をつくるときに、本当に、ある意味では全然議論なしに、拙速にやったということが大きく問題になりました。

今回の新しい制度についても、改革会議の19人の委員の中で、2人の方が反対の声明を出すというような状況、十分な議論をされずに、結局見切り発車をしようとしているとは思えるんですね。それで、問題点はたくさんあるということで、確かに今言われましたように広域連合協議会として、さまざまな御提言をされているということについては理解をするわけですが、実際は国費を増やすとか、そういうことについての明解な方法もできていないという状況がありますので、私は慎重な審議というか、やはりしっかりとした議論をしないと、また同じことを踏んでしまうのではないかという感じがしていますし、柱にはやはり国が責任を持つということをしっかり言っていく必要があるということを感じておるところです。

いずれにしても、このまま進んでやれば、破綻は目に見えていると思いますので、しっかり関係者の意見も聞いていただいて、広域連合としての意見も引き続き投げかけていただきたいと。

8月の議会でも申し上げたと思いますが、私たちも先日医師会の方々と理事の方と懇談をさせていただいて、2時間ぐらいお話を聞かせていただきましたが、本当に医師会としてもこの制度については、本当にいろいろな反対の意見も持っておりますし、新しい制度に対する反対の意見も持っていらっしゃいました。そういうことも是非しっかりと踏まえて対応していただきたいということで、これは要望とさせていただきます。

以上です。

○議長（宮武 博君）

それでは、以上で通告を受けました一般質問はすべて終了いたしました。一般質問を終わります。

## 日程第5 議案第1号及び議案第2号

○議長（宮武 博君）

次に日程第5、議案第1号「平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」、議案第2号「平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」までの議案2件を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第1号「平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び議案第2号「平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の補正予算についてでございますが、歳入におきましては、臨時特例交付金や前年度繰越金等を追加し、市町村事務費負担金を軽減、

歳出におきましては、基金を積み立てるとともに、予算精査による不用額等を減額する補正予算でございます。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

それでは、詳細に御説明を申し上げます。

議案第1号、一般会計補正予算（第1号）でございます。

お手元に御配付をいたしております予算書1ページをお開きください。

当補正予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,779万2,000円といたしております。

その内容につきまして補正予算説明書5ページ以降に記載しておるとおりでございますが、まず6ページの歳入でございますが、第1款分担金及び負担金は、市町村負担金が確定したことに伴い196万5,000円を減額、第5款繰越金は、前年度繰越金168万5,000円を追加するものなどでございます。

歳出につきましては、第1款議会費、第2款総務費ともに入札の結果や効率的な執行による不用額を減額するとともに、総務費中一般管理費においては、職員派遣負担金の確定により減額をいたしまして、それから前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てをいたしておるため、そのための追加をするものでございます。

引き続き10ページをお開きください。

10ページにつきましては、事務費負担金についての各市町村の負担金明細でございます。

11ページに移りまして、11ページは総務課職員5名に係る給与費明細書でございます。報酬、給料、期末手当は職員派遣負担金で支出いたしておりますので、空欄ということになっておりますが、その他の手当につきましては時間外勤務手当でございます。

続きまして、議案第2号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でございます。

補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億1,076万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,281億1,874万2,000円といたしております。

まず歳入でございますが、補正予算説明書により御説明いたしますので、6ページをお開きいただければと思います。

歳入の主なものにつきましては、第1款市町村支出金、第1項市町村負担金、第1目事務費負担金1,127万2,000円の減額でございます。この減額は、入札残や執行見込みの精査等による不用額の減額に伴い、市町村負担金を減額するものでございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第3目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金14億7,050万2,000円は、翌年度の保険料特別軽減措置に係る財源に充てるための国庫交

付金でございます。

第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金1,178万3,000円の増額は、基金運用における預金利子でございます。

第9款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金2億4,037万9,000円は、前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費1,014万5,000円の減額につきましては、確定に伴う職員派遣負担金の増額もありますが、入札残や通信運搬費などの事務費精査による不用額を減額するものでございます。

第6款基金積立金、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金2億4,849万円の増額は、医療給付費のための財源として、また第2目後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金14億7,417万4,000円の増額は、被扶養者であった被保険者等の保険料特別軽減措置財源として、それぞれ基金に積み立てるものでございます。

次に10ページでございます。

一般会計同様、10ページには、市町村事務費負担金の市町村明細を載せさせていただいております。

11ページ、給与費明細書でございますが、これも一般会計同様、業務課一般職員17名の明細となっております。

その他の手当は、広域連合が負担している時間外勤務手当でございます。

以上で説明とさせていただきます。〔降壇〕

**○議長（宮武 博君）**

それでは、提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第1号及び議案第2号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮武 博君）**

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第1号及び議案第2号について、質疑の通告はございません。

これをもって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮武 博君）**

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより議案第1号及び議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第6 議案第3号及び議案第4号

○議長（宮武 博君）

次に日程第6、議案第3号「平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、議案第4号「平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第3号「平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、議案第4号「平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

これまでの実績を勘案し、事務費等において不要不急な予算を削減をいたしております。

一般会計におきましては、5,698万1,000円を計上いたしており、対前年比が83.7%でございます。そして、1,106万2,000円の減額でございます。

しかしながら、特別会計におきましては、高齢化社会の進む中で当然予想される医療給付費の上昇見込みにより、療養給付費等の増額を求めることとなり、2,342億2,330万1,000円を計上し、対前年105%、113億4,176万5,000円増加となっております。

執行に当たってもレセプト点検等による医療費の適正化を図ること等、より適正かつ適切な事務処理を行ってまいります。

詳細につきましては事務局から説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

それでは、議案第3号、第4号の御説明をいたします。

議案第3号「平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の御説明をいたします。

予算書1ページをお開きください。

予算は第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,698万1,000円とするものでございます。

対前年1,106万2,000円の減額となっております。この減額の主な要因といたしましては、これまでの実績から事務経費の削減を図るとともに、職員配置の見直しによりまして業務課職員を1名増員するため、総務課職員1名を再任用嘱託とするもので、結果職員派遣負担金等の人件費を減額したものでございます。

予算内容につきまして、予算説明書で御説明いたします。

9 ページをお開きください。

まず、歳入につきましてでございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目事務費負担金で、5,453万4,000円を計上いたしております。これは、後期高齢者人口割で各市町村に事務費を御負担願っているものでございます。

第2款国庫支出金及び第3款県支出金につきましては、保険料不均一賦課分の差額に应じまして国・県がそれぞれ負担いたしておるものでございます。

第4款財産収入は基金利子、第5款繰越金は前年度繰越金、第6款諸収入はそれぞれの収入のために項目を設定したものでございます。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましては、不要不急の予算を廃するとともに、経常経費に至るまで見直しを図り、圧縮に努めております。

11 ページでございます。

第1款議会費は、議会運営のための経費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費5,342万1,000円は、広域連合組織の運営のための経費でございます。主なものといたしましては、12ページの第19節負担金補助及び交付金の総務課職員4名分の職員派遣負担金2,484万2,000円でございます。

第2款総務費、第2項選挙費につきましては、選挙管理委員会運営並びに連合議会議員選挙に要する経費でございます。

第2款総務費、第3項監査委員費につきましては、委員報酬及び費用弁償でございます。

第3款民生費は、保険料不均一賦課分国県負担金を特別会計に繰り出すものでございます。

第4款予備費は、不測の事態に対応するため予算計上いたしております。

15 ページでございますが、事務費負担金の市町村負担金明細でございます。

16、17 ページにつきましては、広域連合長をはじめとした特別職及び総務課一般職の給与費明細でございます。

続きまして、議案第4号の「平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について御説明をいたします。

予算書1ページをお願いいたします。

予算は第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,342億2,330万1,000円とするものでございます。

予算内容につきまして、予算説明書で御説明いたします。

9 ページをお開きください。

まず歳入につきましてでございますが、第1款市町村支出金380億7,015万円は、制度運用のための事務費を市町村で分担していただく事務費負担金が5億4,498万5,000円、市町村で徴収していただいている保険料等負担金191億8,286万8,000円、それから療養給付費総額の12分の1に相当する療養給付費負担金が183億4,229万7,000円でございます。

第2款国庫支出金のうち第1項国庫負担金559億2,237万7,000円は、療養給付費総額の12分の3に相当する療養給付費等負担金が550億2,689万3,000円、レセプト1件80

万円を超える高額医療費に対する4分の1支援の高額医療費負担金が8億9,548万4,000円でございます。

同じく第2款国庫支出金の中の第2項国庫補助金192億7,634万5,000円でございます。これは財政力に応じて調整される普通調整交付金などの調整交付金191億9,357万8,000円、健康診査等に係る保健事業費補助金8,250万8,000円などでございます。

第3款県支出金のうち第1項県負担金192億3,778万1,000円は、療養給付費総額の12分の1に相当する療養給付費等負担金183億4,229万7,000円、国庫負担と同額の高額医療費負担金8億9,548万4,000円でございます。

同じく第3款県支出金、第2項県補助金でございます。8,410万8,000円は国庫補助と同様、健康診査等に係る保健事業費補助金8,250万8,000円などでございます。

第3款県支出金、第3項財政安定化基金支出金10億9,193万6,000円は、保険料抑制のための県財政安定化基金からの交付金でございます。

第4款支払基金交付金978億6,908万1,000円は、療養給付費総額の約4割を負担願う若年者層からの後期高齢者医療支援金でございます。

第5款特別高額医療費共同事業交付金3,284万9,000円は、400万円を超えるレセプトの高額療養費に対する共同事業からの交付金でございます。

第6款財産収入につきましては、基金運用の預金利子でございます。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は、保険料不均一賦課に対する国県負担金を一般会計から繰り入れするものでございます。

同じく第7款、第2項基金繰入金24億2,768万円は、後期高齢者医療給付費準備基金より、前年度剰余分としての繰入金10億5,104万円、国から交付を受けている後期高齢者医療制度臨時特例基金より各種軽減措置財源としての繰入金13億7,664万円でございます。

第9款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料、及び第2項預金利子につきましては、収入に対しての項目を設定したものでございまして、第3項雑入2億357万5,000円は、交通事故など第三者行為による保険給付金返納金2億円などでございます。

続いて、歳出でございます。

第1款総務費5億5,429万円につきましては、制度運営を行うための事務経費でございまして、主なものといたしましては、第1目一般管理費、第12節役務費1億460万5,000円で、医療費通知書等の通信運搬費及び国保連電算処理手数料でございます。第13節委託料1億4,726万2,000円は、後期高齢者システム等の電算委託料などでございます。第19節負担金補助及び交付金1億2,502万円は、業務課職員を1名増員したことに伴い18名の職員派遣負担金などでございます。

第2目連合会負担金は、レセプト点検などの国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

第2款保険給付費は本会計のほとんどを占める医療給付費でございまして、第1項療養諸費2,228億1,453万4,000円は、診療等にかかった費用の窓口でお支払いをしていただいた自己負担額を除く費用を医療機関などにお支払いをする療養給付費等でございます。

また、第4目審査支払手数料につきましては、レセプトを審査し医療機関に診療費用をお支払いする手数料でございまして、レセプト1件当たり単価を94円50銭から86円10銭に引き下げたことにより減額となっております。

第2項高額療養諸費 96億 1,723万円は、高額医療に対して被保険者に給付する高額療養費並びに高額介護合算療養費でございます。

第3項その他医療給付費 7億 4,815万円は、葬祭費でございます。

第3款県財政安定化基金拠出金 1億 5,939万 1,000円は、医療給付費高騰や保険料滞納などの制度運営リスクのための県が設置している財政安定化基金に積み立てるため、県に拠出するものでございます。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金は、レセプト 400万円を超える高度高額医療の高額療養費に補填する目的で、全国の広域連合で拠出している共同事業でございますが、平成 23 年度分の拠出金を計上いたしております。

第5款保健事業費 2億 6,006万 9,000円は、市町村で行っていただいている健康診査事業に対する補助金でございます。

第6款基金積立金は、特別調整交付金及び基金から発生する利息を、それぞれの基金に積み立てを行うものでございます。

第7款諸支出金は、世帯構成や所得額の変更により保険料額が変更した場合などの過払いによる還付金及び加算金でございます。

第8款予備費 50万円は、不測の事態に対応するため予算計上いたしております。前年度から大きく減額となったことにつきましては、保険料を2年間の総医療給付費をもとに算定していた関係から、前年度では初年度において発生する余剰金を予備費で計上いたしたためでございます。

19 ページでございますが、事務費について、後期高齢者人口割で市町村にお願いをする負担金の明細でございます。

20 ページにつきましては、業務課職員を1名を増員した18名の給与費明細書でございます。その他の手当は時間外勤務手当で、給与等につきましては職員派遣負担金で支出いたしておりますので、こちらには計上いたしておりません。

以上で平成 23 年度一般会計並びに特別会計の説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第3号及び議案第4号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第3号及び議案第4号について質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）〔登壇〕

1番、黒見節子です。提案には賛成という立場で質問をさせていただきます。

4号についてです。療養給付費の伸びについてお尋ねをいたします。



高齢者の数が増加しているというような実感があります。議員になって4年間、県北をずっと地域を歩いていまして、年々高齢者の姿を多く見かけるようになったという、そんな気がしております。特に杖を持ったり、それから手押し車を押して買い物をしていらっしゃるという姿をよく見かけるようになりました。5年、10年後を考えたら、もう風景そのものが変わってくるのではないかという予測をしております。

15 ページの保険給付費の療養給付費についてお尋ねいたします。

予算で約 121 億円の増になっています。後期高齢者人口が 24 万 5,513 人なので、それを単純に割ってみますと 1 人当たりが 4 万 9,466 円、約 5 万円の増になっているという計算になります。健康診査などいろいろな手だてをしているということですが、これが増えていく状況ではないかと思っています。この増え方の原因とか理由は何だと、当局では考えていらっしゃるのでしょうか、お答えいただけるとありがたいです。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

事務局長です。黒見議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

療養給付費の伸びについての御質問でございます。この療養給付費が大きく伸びる主な要因といたしましては、診療点数のアップなどによりまして、全体的に被保険者 1 人当たりの医療給付費が伸びていること、それと後期高齢者医療の被保険者が年々増加していることなどでございます。

高齢者の方の特性といたしまして、そもそも何らかの持病をお持ちの方が若年者層より多く、しかも複数の原因で定期的に受診をされている方もやはりたくさんいらっしゃるということから、若年者層に比べどうしても医療費が高くなっていくという傾向がございます。今後さらに高齢化社会が進むことから、医療費が毎年右肩上がりが増えていくことが想定されているところでございます。こういった要因の中で、本年度の特別会計の予算も療養給付費が大きく伸びているという状況でございます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

1 番、黒見議員。

○1 番（黒見 節子君）

ありがとうございました。

この療養給付費が増えていくという、確実に増えていくなあというふうに、答弁を聞いて思いました。

実は、少し分析をしてみようと思ってやってみました。このままでいくと支払基金交付金とかという若年者からの支援金もどんどん増えていくのではないかという、本当に心配だなあという気がしておりましたので、自分のいる津山市のことを少し分析をしてみようと思ひまして、見てみましたら、簡単なことで見たんですが、人数がこの 2 年間の間に 500 人、1 万 4,083 人だったんですけども、2 年間の間に 1 万 4,583 人ということで、高齢者の人口が 500 人増えています。それなのに人口比率は 6.04 だったのが 5.94 と下がっていて、負担金も 3,245 万 5,000 円だったのが 3,237 万 2,000 円と減っていると。これは一体何だろうと思ひました。人口増で、人口比率とか負担金が下がっているとしたら、どこ

かに人口が偏っていつているのではないかと。この2年間の間に、そんな偏りができているのではないかという、全県的な感じがしたのです。よく考えてみましたら、県北で歩いていると二人暮らしをしていらっしやって、1人が倒れられたらお一人残られるのではなくて2人ともおられなくなる。だから、2が1倒れたら0になっていくという状況があつて、やはり県南とか東京、大阪とか、そういうところに集中をしていくのではないかと。そうなる分析が必要で、その分析に対しての手だてが必要ではないかという気がしました。

ここからちょっと分析をお願いしますという質問をさせていただきたいんですけれども、細かいデータが、今この2年間で出てきていると思いますので、始まったときからの分析をしていただきたいという思いがありまして、やはり実態把握、先ほど田辺議員もおっしゃっていらっしやいましたが、実態把握をしていくことが必要だろうと思いますので、分析をするとすれば、どの部署が、今の広域連合議会とか、そういう担当部署を持っている各市町村とか、どこの部署が一体データを分析して手だてを考えていくという、シンクタンクというほどではないんですけれども、そういうことになり得るのかなということで、どの部署が適当で、そういう手だてを立てていくおつもりがおありなのかどうかをお伺いいたします。

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）

黒見議員の再質問にお答えをさせていただきます。

津山市の状況につきましては、今お聞きした状況というのは、大変申し訳ありませんが初めてお聞きした話の中で出ておりますが、岡山県全体といたしましては、平成19年度に、これはまだ制度が始まっておりませんが、老人医療対象者といたしまして19年度の老人医療対象者は23万6,000人おられたわけでございます。それが、今年度平成22年12月末現在の被保険者数でございますが、先ほどちょっと御案内をした約25万人という数字になっております。この3年間で約1万4,000人増加しているという状況でございます。

これは先ほど言われたように、市町村によっては確かに、今お聞きした状態の中で減っておられるところもあるかもわかりませんが、県全体としてはこういう形で伸びております。

また、1人当たりの療養給付費につきましてはでございます。これも参考にちょっとお示しをさせていただきますが、平成19年度の老人医療の段階では、1人当たりの療養給付費は89万4,954円ございました。

まだ平成22年度の給付費が出ていないので、平成21年度の状況でございますが、21年度は91万7,889円という数字になっておりまして、1人当たりの療養給付費自体も伸びております。

これは、まず対象者の増減の状況は、これは実際に各市町村にその人口の状況を確認していかないと、詳細についてはわからないところでございますが、恐らく先ほどの例にお出しなされたようなケースであれば、例えば子供さんのところへ転居されたとか、施設へ入院をされたとかというふうなことが考えられますので、恐らく、子供さんがどちらへいらっしやるかというのもあるのですけれども、施設についてはやはり人口の多い岡山市、

倉敷市が多いと思うので、そういった状況の中で、多分県南のほうの人口の伸びは、こういった3年間の人口の伸びと比例して増えてきているのではないかと考えております。

そういった分析等につきましては、市町村にお願いをするにしても、それぞれ市町村の状況の把握は可能だと思いますが、県全体の把握ということになりますと、やはりこういった統計的な内容を把握しておるのが、広域連合では業務課になろうかと思えます。こういったところを中心に、こういった細かいデータ等を集めてまいっていただければと考えておりますので、今後そういう状況でやっていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（宮武 博君）

1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）

ありがとうございました。

やはり分析というのをして、それからだと。例えばあなたの町はこうですよということで、一緒に課題の解決方法を考えてみたりとか、当然いろいろな方法が、チラシとか広報関係もその市町村によって違ってくると思えますし、だからそういう手だても細かにこれからは立てていかなければ、高齢者一人一人のところにはいろいろなお願いとかというのは届かないのではないかと思えます。是非分析とかをしていただいて、市町村と連携して手だてを考えていけるようになったらいいなと思えますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（宮武 博君）

それでは以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより議案第3号及び議案第4号を採決いたします。

まず、議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第4号について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（宮武 博君）

全員起立であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第7 議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」

○議長（宮武 博君）

次に、日程第7、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第5号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の専決処分につきましては、昨年の人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて広域連合職員についての給与並びに期末勤勉手当を改定をするため、第22条の期末手当、第25条の勤勉手当並びに第4条関係別表給料表を改正し、平成22年11月30日に専決処分いたしましたものでございます。

よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いをいたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第5号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第5号について、質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

## 日程第8 議案第6号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期

### 高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（宮武 博君）

次に、日程第8、議案第6号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第6号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、被扶養者であった被保険者の方や低所得者に対する保険料軽減措置については、現条例では平成22年度末までの措置であります。先般国において、平成23年度に係る財源が措置されたことから、引き続き国の方針として平成23年度末まで特別軽減措置を継続するため、附則第13条から第15条を改正するものでございます。

よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第6号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第6号について、質疑の通告はございません。

これをもって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより議案第6号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第7号「第2次岡山県後期高齢者医療広域連

合広域計画の策定について」

○議長（宮武 博君）

次に、日程第9、議案第7号「第2次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程されました議案第7号、第2次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画につきましては、第1次広域計画が本年度末に満了となることから、第2次広域計画を策定するものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

第2次広域計画について御説明をいたします。

広域計画は地方自治法に基づき、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合が行う事務について計画を定めるものでございまして、現在の広域計画は岡山県後期高齢者医療広域連合設立時に策定いたしましたもので、期限は平成22年度となっているため、平成23年度以降の計画をこのたび策定するものでございます。

策定に当たりましては、広域連合規約第5条に定められている広域計画の項目に基づきまして、広域連合及び関係市町村が行う事務並びに広域計画の期間について明記をいたしております。

期間につきましては、後期高齢者医療制度が廃止ということで新制度に移行することとなっておりますが、現在新制度の動向がはっきりいたしておりませんので、5年間の平成27年度までの計画といたしております。

以上で説明を終わります。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第7号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第7号について質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）〔登壇〕

1番、黒見節子です。議案第7号について3点質問をさせていただきます。議案の案を送っていただいたときに気がつけばよかったのですが、申し訳ありません。今日質問させていただきます。

第1点目は、受付事務についてなのです。関係市町村が行う事務という、その受付業務で、「判断に困った事例」という記述がありますが、市町村の担当課から、この期間、判断に困ったということで広域連合に問い合わせがあったということはありませんでしょうか。困った事例があったとしたら、どんな内容だったのでしょうか。

それから第2点目ですが、保健事業に関することです。

広域連合が行う事務として、後期高齢者の健康づくりや医療費適正化の観点から、関係市町村と連携して保健事業を推進するとされています。先ほどの4号でお尋ねしたことと少し重なる部分があるんですが、「適正化の観点から」というよりもっと前向きに「適正化を図り」と書くべき、もう少し積極的になっていただくべきではないかと思いますが、その点ではどうでしょうか。

それから第3点目について、同じく保健事業に関することの中の関係市町村が行う事務の項目の中に、「広域連合と連携を取りながら、検診事業などを実施し、各市町村の地域の特性に応じた保健事業を行う。」と書かれています。「各市町村の特性に応じた保健事業」と書いてあるのですが、「各市町村の特性」とはどのようなことを意味をしておられるのだろうか。また、何か広域連合として各市町村に対して特別な取り組みをしてほしいという意図を持っておられるのでしょうか、ということをお伺いしたいと思います。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

黒見議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、市町村の受付事務の中で、判断に困った事例があればということですが、制度が開始された当初におきましては、当初の連合長からのごあいさつにもございました

とおりに、いろいろな部分で各市町村あるいは被保険者の方からたくさんお問い合わせがあったやに聞いておりました、そのために制度周知に努めておりました、その結果、現在では市町村からの問い合わせは、そういった判断に困るといふふうなお問い合わせは、現在ほとんどないといった状況でございます。

そういった中で、高額介護合算などの申請が年に1度で一時期に集中するもの、あるいはいろいろな認定の中でどうしても疑義が生じる場合などにつきましては、現実に市町村窓口からその都度お問い合わせをいただいております。そういったとき、市町村と連携をしながら、速やかに対応いたすようにしているところでございます。

それから2点目の保健事業に関することの中で、「適正化を図り」とはっきり明確に明記していただくほうがいいのではないかとのお尋ねでございます。

次の質問にも関係してくるんですが、保健事業につきましては、市町村において取り組んでいただいております。現実には市町村がそれぞれの中で取り組んでいただいております関係から、「適正化を図り」と明確にする方法も、それは確かにあるとは思いますが、適正化をきちっと図りということをお願いをすることになると、県内一律でそれぞれ広域連合の指示のもとにやっていかなければならないことになろうかと思っております。そういう状況になりますと、3番目の市町村の特性にもかかわってくるんですが、市町村がそれぞれ置かれている状況というのはまちまちでございますので、県内一律でこういった形のものをやっていただきたいということになりますと、市町村のほうで非常に困惑する部分、あるいは実行できない部分というのが出てくる関係から、ここではあえてその言葉については省かせていただいたという状況でございます。

それから、「各市町村の特性」とはどういうことでしょうかということでございますが、今御答弁させていただきましたように、この検診事業の実施につきましては、現実、市町村において取り組んでいただいております、その取り組んだ費用の一部を広域連合が補助しているということでございます。したがって、そういった取り扱う事務の関係から、関係市町村が行う事務としてということで広域計画には記載させていただいている状況です。

この「市町村の特性」というものにつきましては、本当に医療機関の数やお医者さんの数、あるいはこのお医者さんまで行く交通事情、本当に市町村によって状況がまちまちだと思っております。そのために検診の方法については、検診の期間であるとか、あるいは場所であるとか回数、それから受診の方法、集団検診、個人検診、いろいろあると思いますが、その割合については、市町村が被保険者の方々の利便性を考慮しながら、それぞれで実施方法を選択といえましょうか、決定をいただいているところでございます。

先ほど言いましたように、一律でやるということになると非常にやりにくくなってくる部分もございまして、こういった市町村が置かれている状況をそれぞれの市町村で把握していただいて、できるだけたくさんの方に受診をしていただく方法を取ると。市町村にそういう選択をしていただいて、広域連合としては本当にできるだけたくさんの方に受診していただくほうがよろしいので、そういう形で市町村をお願いをしている。これが「市町村の特性」という言葉で上げさせていただいておりますが、そういう状況の中で市町村が選択をしていただくということをお願いをしているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕



○議長（宮武 博君）

1 番、黒見議員。

○1 番（黒見 節子君）

ありがとうございました。

保健事業については、それぞれ市町村で違うと。そこの地域に合ったやり方で、それで続けてほしいということで、とても参考になりました。わかりました。

1 点、受付事務のところなんですけれども、最初の質問や問い合わせが来たときから見ると、随分周知ができてきたのかなと、お話を伺いながら思いました。

実は、最初の議員になったときをお願いをしていた、市町村の担当者の会議ということをお願いしていたので、そのことを少し様子をお伺いできればと、関連して思います。それぞれの市町村で困っていることとか、その連絡会で出されているのではないかと思いますので、そここのところでの質問とか発言などをお伺いできたらと思いますから、お答えを差し支えない範囲でしていただければと思います。

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）

再質問にお答えをさせていただきます。

市町村の担当会議につきましては、昨年、一昨年でしたか、黒見議員からの御質問に対して御答弁をさせていただきまして、できるだけ開催をやって意見を統一して窓口業務に当たっていきたくと御答弁させていただいたことがあります。

できるだけ本当に開きたいんですが、状況あるいは議題も含めて、なかなか開催する機会というのが本当に少なくて申し訳ないんですが、今年度につきましては11月に1回開催をさせていただいております。そのときの議題につきましては、大体毎回の議題は事務連絡的な、あるいは業務の手順的なものをお示しさせていただいて御説明をさせていただいていることが多いのですが、昨年11月は特に広域計画の関係がございましたので、この広域計画の案をお示しいたしまして意見を求めるような御説明をさせていただいております。

お尋ねのこういった窓口での判断に困った事例とかの御質問につきましては、昨年、一昨年を含めて、私が経験した担当者会議の中では、そういった質問は出ておりません。というのは、当初の非常に收拾がつかなかった時期から各広域連合、全国広域連合の中で、いろいろな事務的な疑義は、市町村から出た疑義も含めて、国のほうに疑義を出しております。この質問に対して厚労省のほうから、こういうふうに事務的に取り扱うであるとか、判断の回答をいただいております。これはQ&Aという形で、一件一件というのではないんですが、ある程度数が出てきた段階で、Q&Aという形で広域連合なり、あるいは市町村にもお示しをいただいております。こういったQ&Aの蓄積そのものが現実的に市町村が窓口で対応している、疑義が生じた場合の対応に対しての処理ということになっているのではないかと考えております。

ただ、その中でも本当に特別な疑義が生じる場合につきましては、広域連合にお問い合わせをいただいたり、あるいは状況によって先ほど言いました厚労省のほうにクエスチョンという形で、現在でも回答を求めたりすることはございますが、たちまち岡山県の広域連合では、こういった疑義に厚労省へ回答を要請という案件については、余りなかったと

思っております。できるだけ窓口での市町村が困らないように、あるいはお問い合わせいただいた被保険者の方に速やかに御回答できるような形を、現在では取れているのではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（宮武 博君）

それでは以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

議案第7号について、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第7号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（宮武 博君）

全員起立であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 日程第10 岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会 委員及び同補充員選挙

○議長（宮武 博君）

次に、日程第10、岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

指名いたします。選挙管理委員会委員には、岡山市中区中島 123-16、井本昌弘氏、玉野市上山坂 151-5、井上洋治氏、笠岡市神島外浦 3211-3、山岡邦明氏、真庭市勝山 235、原健裕氏の4名を指名し、同補充員には、第1順位に岡山中区穢東町2-8-1-2、中村有作氏、第2順位に備前市東片上 1019、草加榮二氏、第3順位に井原市西江原町 2647-1、猪原茂隆氏、第4順位に美作市柿ヶ原 767、山本登律氏の4名を指名をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方々を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宮武 博君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました方々を当選人と決定をいたしました。

以上で本日定例会に付議されました案件の審議はすべて終了をいたしました。

これをもちまして平成 23 年 2 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

本日は、大変御苦勞さまでありました。ありがとうございました。

午後 3 時 04 分 閉会

平成23年2月4日

### 一般質問発言通告一覧表

氏名	件名
田辺昭夫	○高齢者の生活実態について ○後期高齢者医療制度廃止後の新制度について ○高齢者の医療制度のめざすべき方向について

### 議案質疑発言通告一覧表

議案番号	氏名	質疑内容
議案第4号	黒見節子	平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
議案第7号	黒見節子	第2次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顔末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長 宮 武 博

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 万 殿 紘 行

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 木 下 哲 夫